

厚生労働大臣の定める掲示事項

(令和7年11月1日)

I. 入院基本料について

当院では、(日勤、夜勤あわせて)

- 1 階病棟から 3 階病棟では、入院患者 7 人に対して 1 人以上の看護職員を配置しております。
- 4 階病棟では 入院患者 13 人に対して 1 人以上の看護職員を配置しております。

II. 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束について

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7 日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束の基準を満たしております。

III. D P C 対象病院について

当院では入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせる“D P C 対象病院”となっております。

※医療機関別係数 1.4056 (基礎係数 : 1.0451 + 機能評価係数Ⅰ : 0.2980 + 機能評価係数Ⅱ : 0.0520 + 救急補正係数 : 0.0105 + 激変緩和係数 : 0.0000)

IV. 明細書発行体制について

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で自己負担のない方については、明細書を希望されない場合には発行いたしませんので、窓口にてその旨お申し付けください。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されますので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行を含めて明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。